

三川町避難所開設マニュアル

令和3年7月

令和7年4月一部改訂

総務課危機管理室

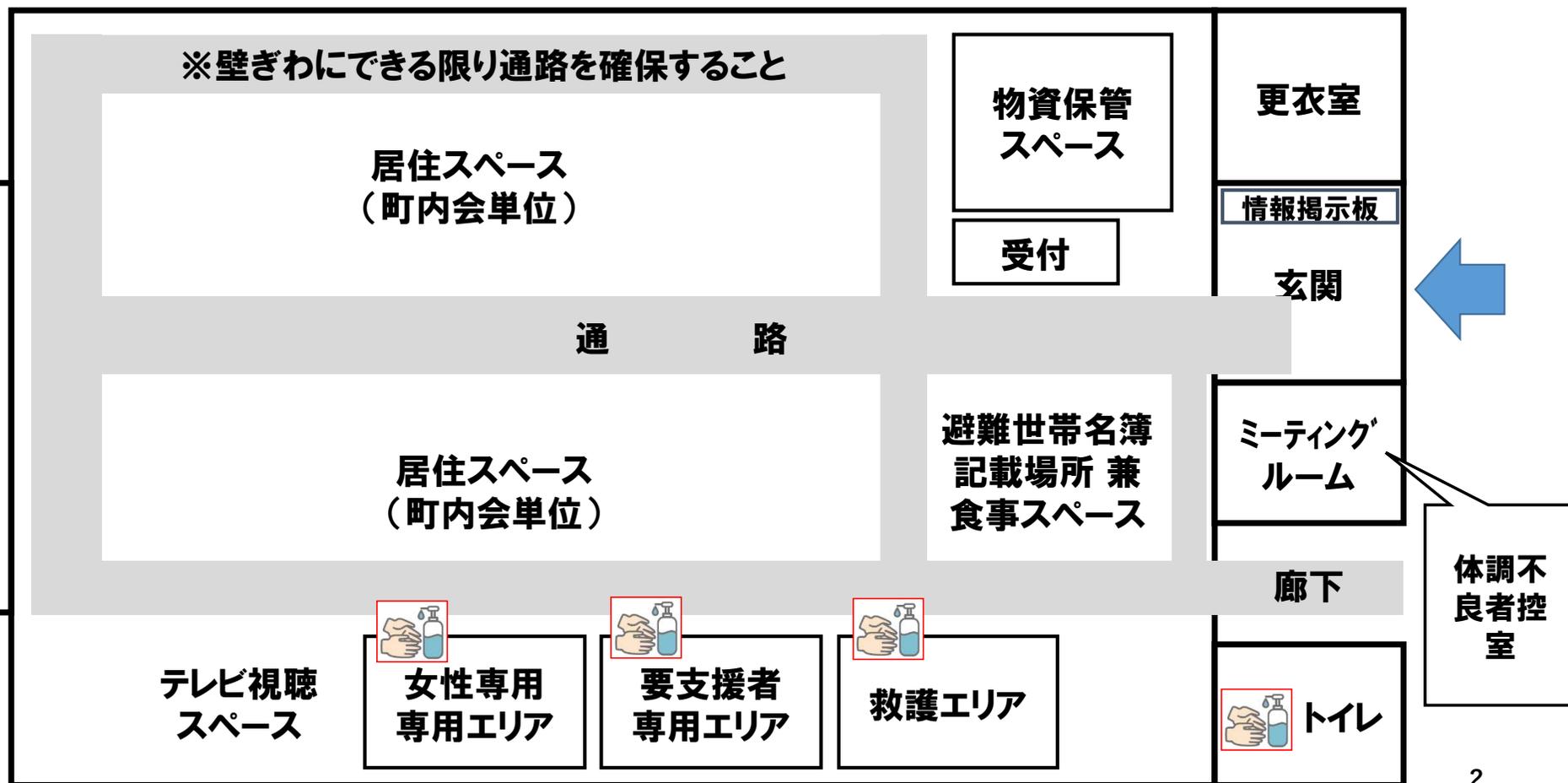
【目次】

1. 避難所開設の基本方針	1
(1) 避難所の基本レイアウト	
(2) 避難所開設キットについて	
(3) 避難所内の備蓄品について	
(4) 感染症対策について	
2. 水害編	9
(1) 避難所開設までの流れ	
(2) 受付の流れ	
(3) 受付開始後	
3. 地震編	14
(1) 避難所開設までの流れ	
(2) 受付の流れ	
(3) 受付開始後	

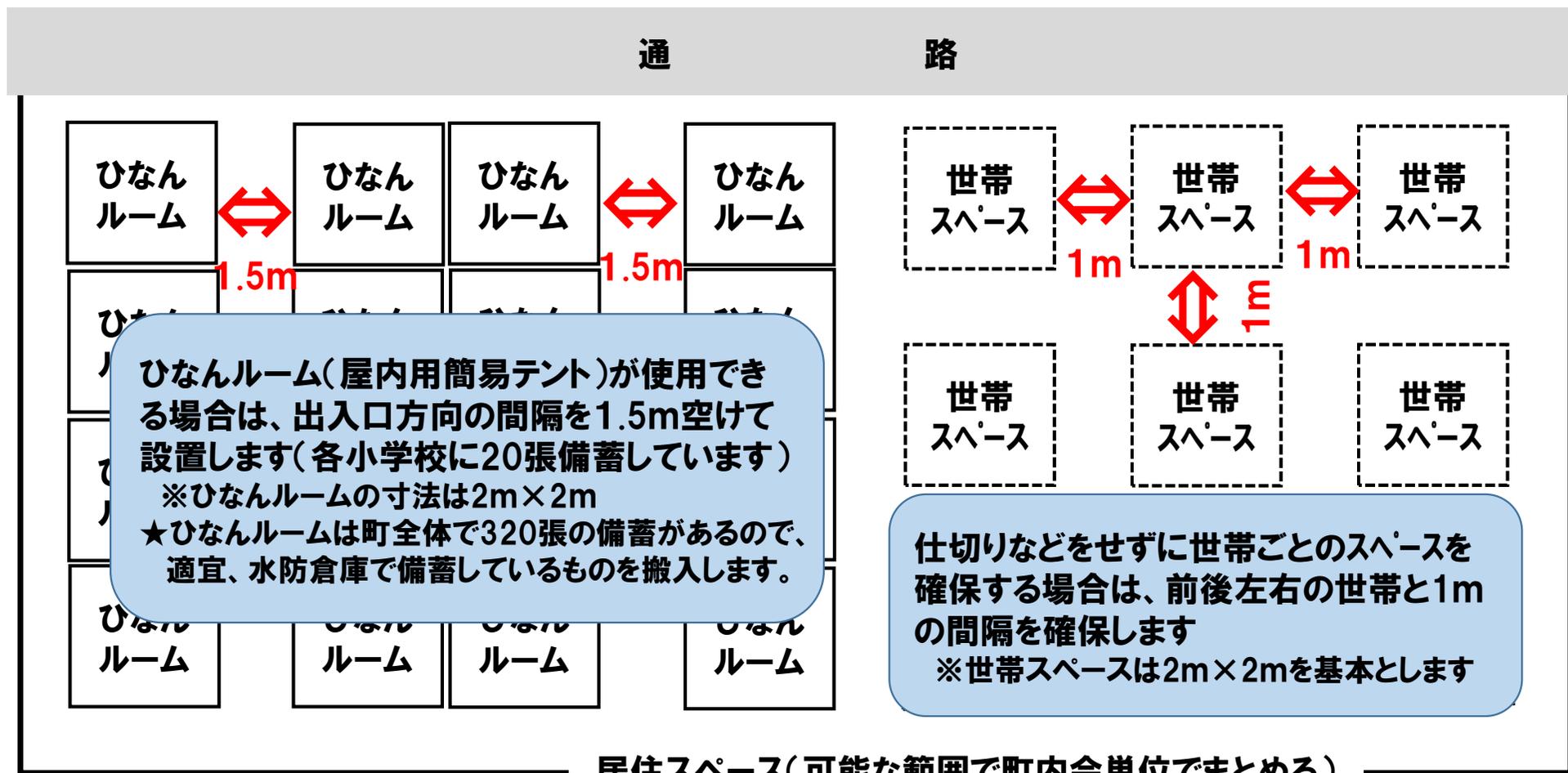
1. 避難所開設の基本方針

- 避難所となる施設の開設は、基本的に町職員が行います。
- 地震の場合、地震解錠ボックスにて避難者が自発的に避難所を解錠することを可とします。この場合でも、避難所となる施設の安全が確認できるまで避難者は立ち入りしないものとします。
- 避難所の開設は、基本的に町職員が行いますが、災害の規模によっては限られた人数の職員しか避難所へ派遣できないことが想定されます。そのため、避難所の開設にあたっては、怪我や体調不良のない町民のみなさんからも協力をいただくことを前提とします。

(1) 避難所の基本レイアウト



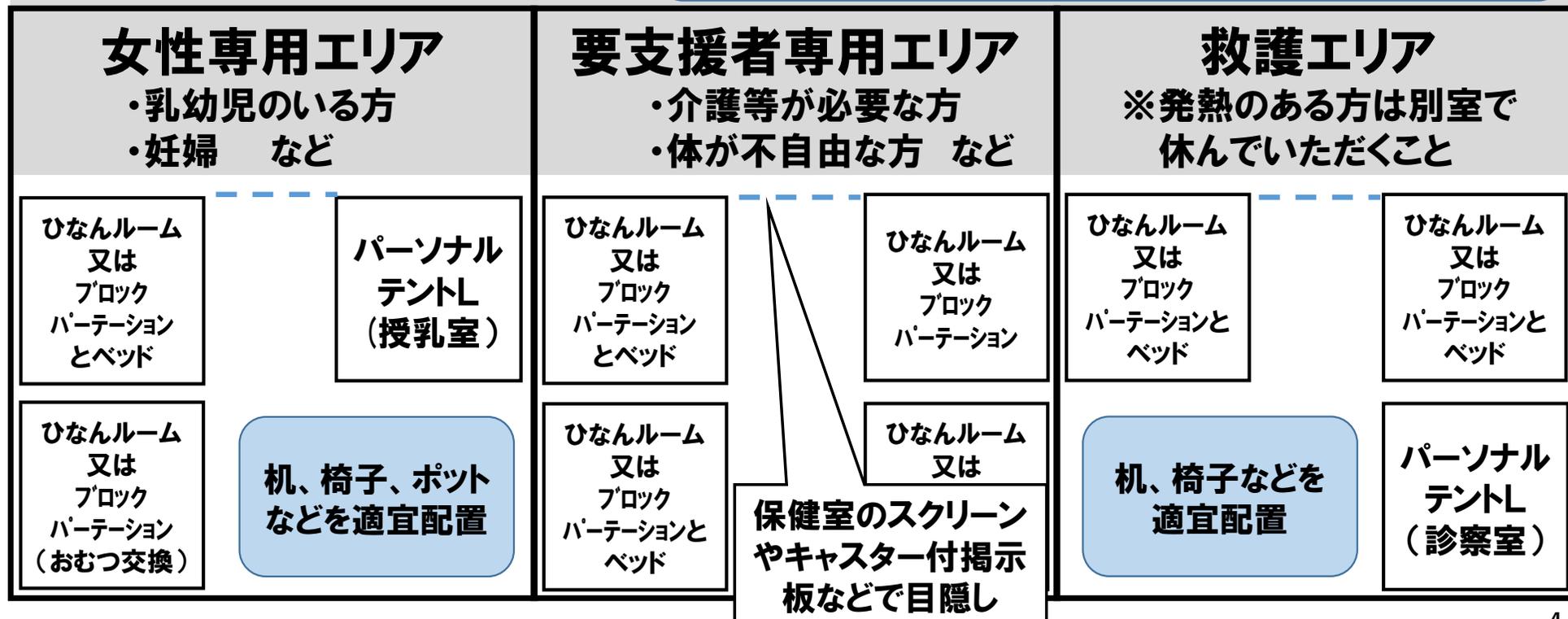
(1) - 1 基本レイアウトの詳細 (町内会別の居住スペース)



(1) - 2 基本レイアウトの詳細 (専用エリア)

通路

- 通路側に目隠しのついで(保健室などから借用)を設置するなどし、プライバシーへの配慮をお願いします。
- ひなんルーム(パーソナルテント、ブロックパーテーション)の中には段ボールベッドを1台ずつ設置します。



(3) 避難所内の備蓄品について

各小学校の避難所には、主に以下の備蓄品を確保しています。

備蓄品	数量	目的
毛布	100枚	
折畳み式マット	40枚	床敷き、段ボールベッドのマット代用品
段ボールベッド	20台	救護エリア、要支援者・女性専用エリアに配置
ひなんルーム2人用	20張	要支援者、妊婦、乳幼児のいる世帯へ優先配布
パーソナルテントL	2張	救護エリア、女性専用エリア(授乳スペース用)
パーソナルテントM	2張	トイレが使えず屋外に災害用トイレを設置するときを使用
災害時用トイレ	10台	トイレ使用不能時用
発電機・投光器	1式	停電時に使用(燃料は役場が手配)
水タンク20ℓ	30個	断水時に給水車からの水を避難所内で保管



ひなんルーム



パーソナルテントL

☆備蓄品保管場所

横山小：2Fミーティングルーム 東郷小：備蓄倉庫 押切小：ステージ南側2階倉庫

(2階への階段は天井収納式で階段を下ろすための棒はステージ袖幕付近の壁に掛けてあります。)

※上記のほか、感染症対策としてマスク、消毒用アルコール、表面温度チェッカなどを用意しています。(温度チェッカ以外は避難所開設キットと同様のボックスに収納しています。)

(4) 感染症対策等について

避難所内での感染症予防として、次の対応をお願いします。

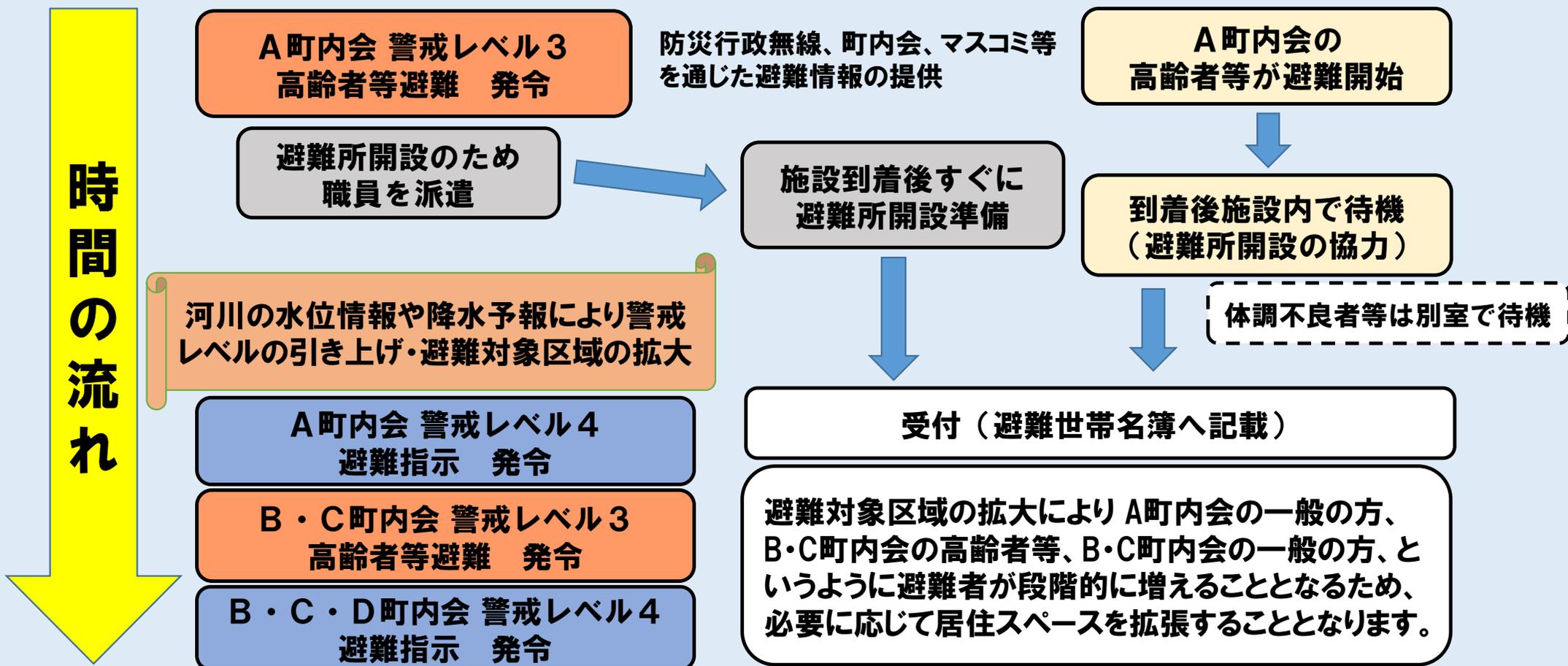
- ①熱のある方とその家族の方は、他の避難者とは別室（当初はミーティングルームを想定）で待機してもらい、専用の居住スペースを確保すること。（原則として校舎の一室とし、動線も分離します。）**
- ②体調不良を感じる方は、マスクの着用をお願いします。**
- ③定期的に換気すること。（天候が許せば常時窓を開放）**
- ④ひなんルーム(屋内用簡易テント)を使用しない場合は、避難世帯ごとの居住スペースを1m以上空けること。**

- ⑤「避難世帯名簿記載コーナー」はそのまま「食事場所」として使用することとし、居住スペースでの食事はできるだけ避けること。
- ⑥避難者数が100人を超えるようなら、校舎も居住スペースとして利用することを検討すること。
- ⑦ペットは避難所内へ入れないこと。
※ペットの対応は避難所開設から3日以内に行うこととし、それまでは飼い主が対応することとする。（ゲージに入れて避難してきた場合は、昇降口の外においてもらい自身で管理してもらう。）

2. 水害編

- 近年の気象・河川水位予測の精度向上により、水害は発生する前に避難所開設の準備ができる災害です。
- 水害で避難所を開設するのは、町が「警戒レベル3 高齢者避難」又は「警戒レベル4 避難指示」を発表したときです。
- 避難情報の発表に基づいて町民のみなさんは避難行動を開始しますので、町では発表に合わせて職員を避難所に派遣し、職員が中心となり避難所開設の準備を行います。
- 避難対象区域が拡大され、避難所の設営や受付などが職員だけで対応できない場合は、すでに避難されている方からの協力をお願いしますこととなります。

水害時の避難所開設まで



(1) 避難所開設までの流れ

職員が「基本レイアウト」を
参考に避難所設営の準備

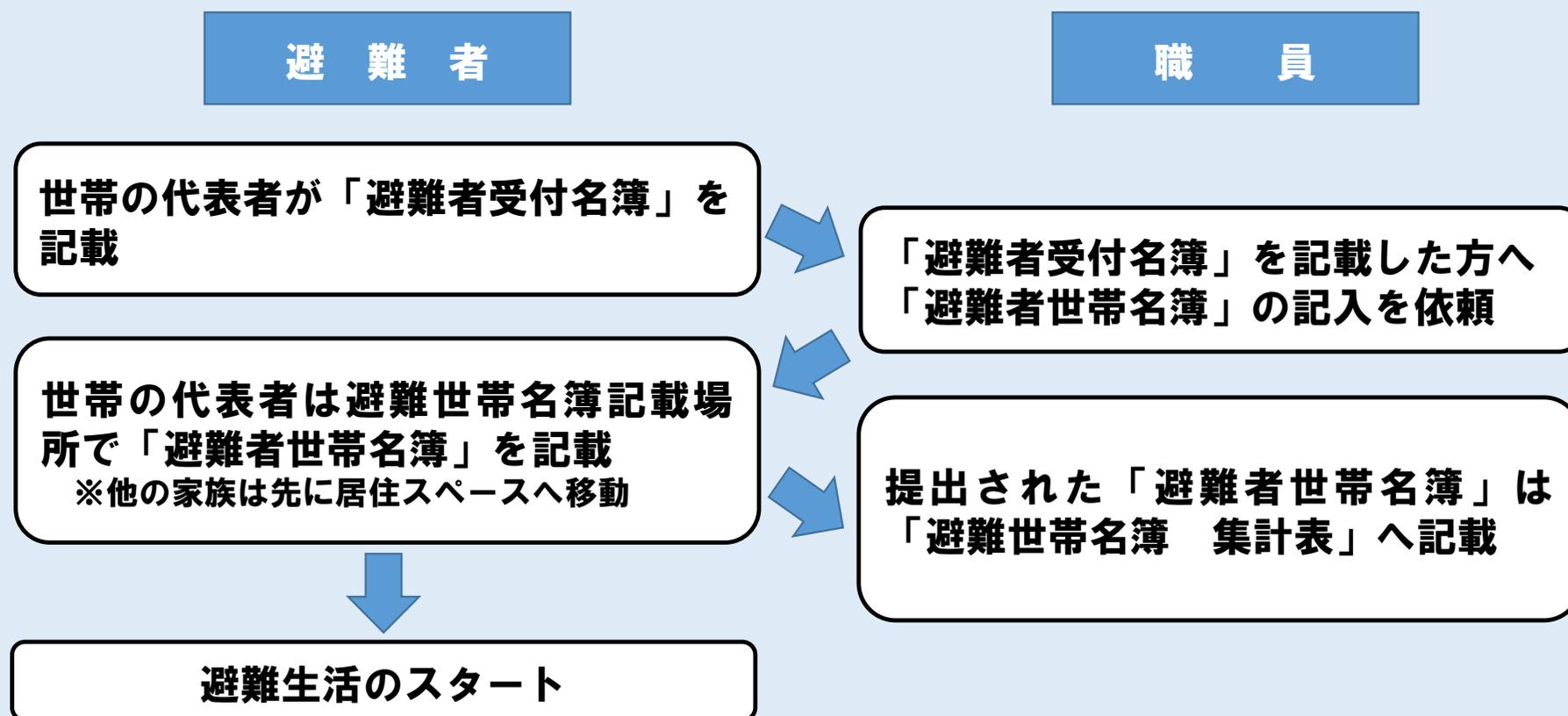
- 受付、避難世帯名簿記載場所、町内会別居住スペースを優先して設営
- 到着した避難者で可能な方から協力をいただく
- その他の避難者は準備が整うまで施設内で待機

受付、避難世帯名簿記載場所
が確保できたら受付の開始

- 熱がある等体調不良者とその家族はミーティングルームで待機してもらう

救護・要支援者専用・女性専用の各エリアの設営、体調不良者専用エリアを校舎に確保

(2) 受付の流れ



(3) 受付開始後

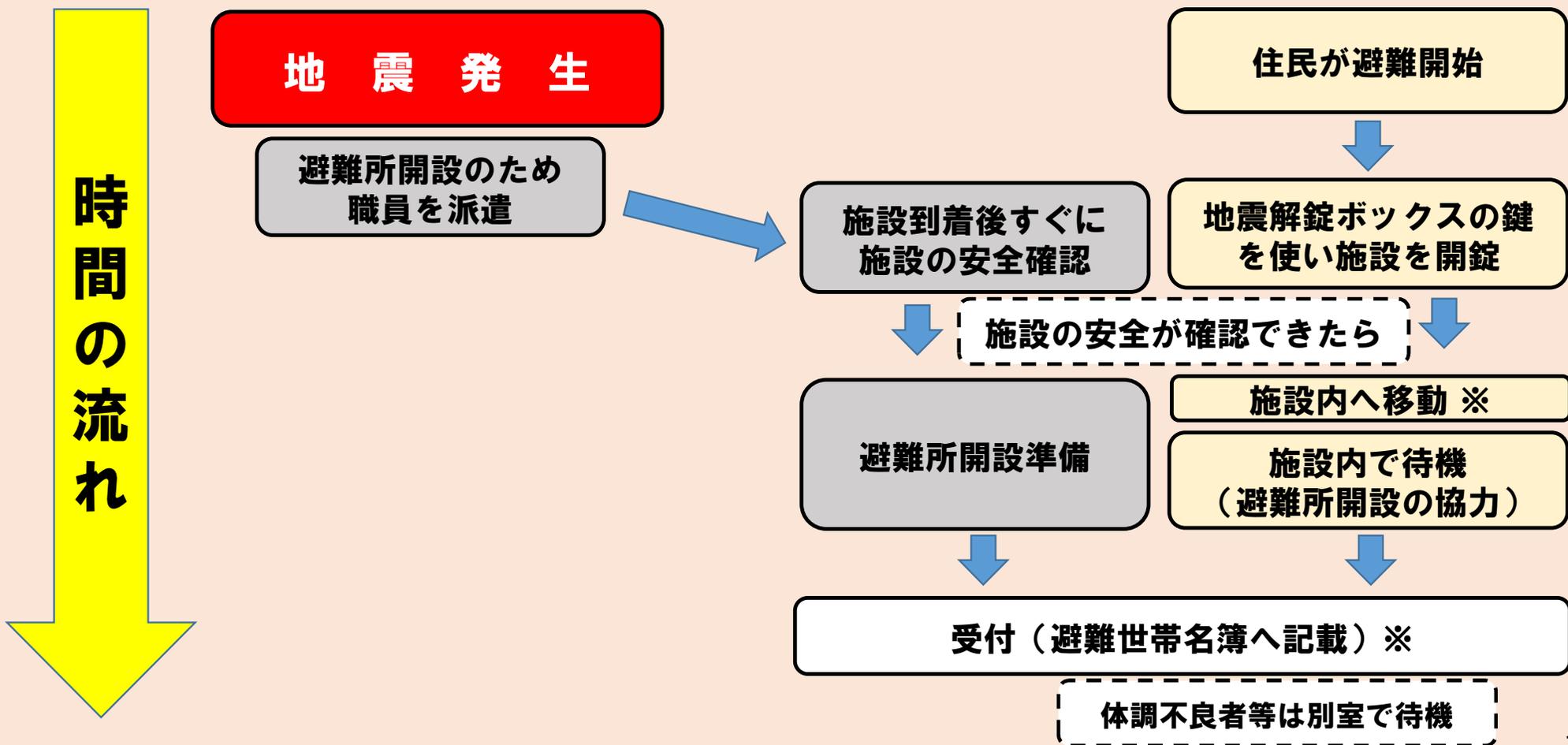
- ◆最初に避難された方の受付開始以降も、降水や河川の状態によっては避難対象区域が拡大され、避難者が段階的に増えることとなります。
- ◆そのため、最初の段階から避難者は町内会単位でまとまってもらうこと、各世帯からは他の世帯と密にならない程度（世帯ごとに最低1m離れる）に詰めてもらうようお願いしてください。
- ◆避難者は、大きな声を出さない、施設内で走らない等、他の方の迷惑にならないよう努めていただくようお願いしてください。

※押切小学校では、赤川のはん濫が予想される段階で避難所を体育館から校舎の2階及び3階に移動することとします。

3. 地震編

- **家屋に被害が発生する規模の地震では、直後から大勢の避難者が避難所に押し寄せることとなります。**
- **避難者の多くは恐怖と緊張で高揚しているため、落ち着いて避難所へ入っていただくことが重要になります。**
- **避難者からは「早く施設の中に入りたい」という気持ちを抑えていただき、まずは施設の安全確認し、そのあとに施設内に誘導してください。**
- **明かりがあるだけで避難者の不安を軽減できます。夜間で停電しているときは発電機と投光器（屋外用、屋内用）を稼働させ、明かりを確保してください。**

地震時の避難所開設まで



(1) 避難所開設までの流れ

職員到着後速やかに施設点検



職員が中心となって「基本レイアウト」を参考に避難所設営の準備



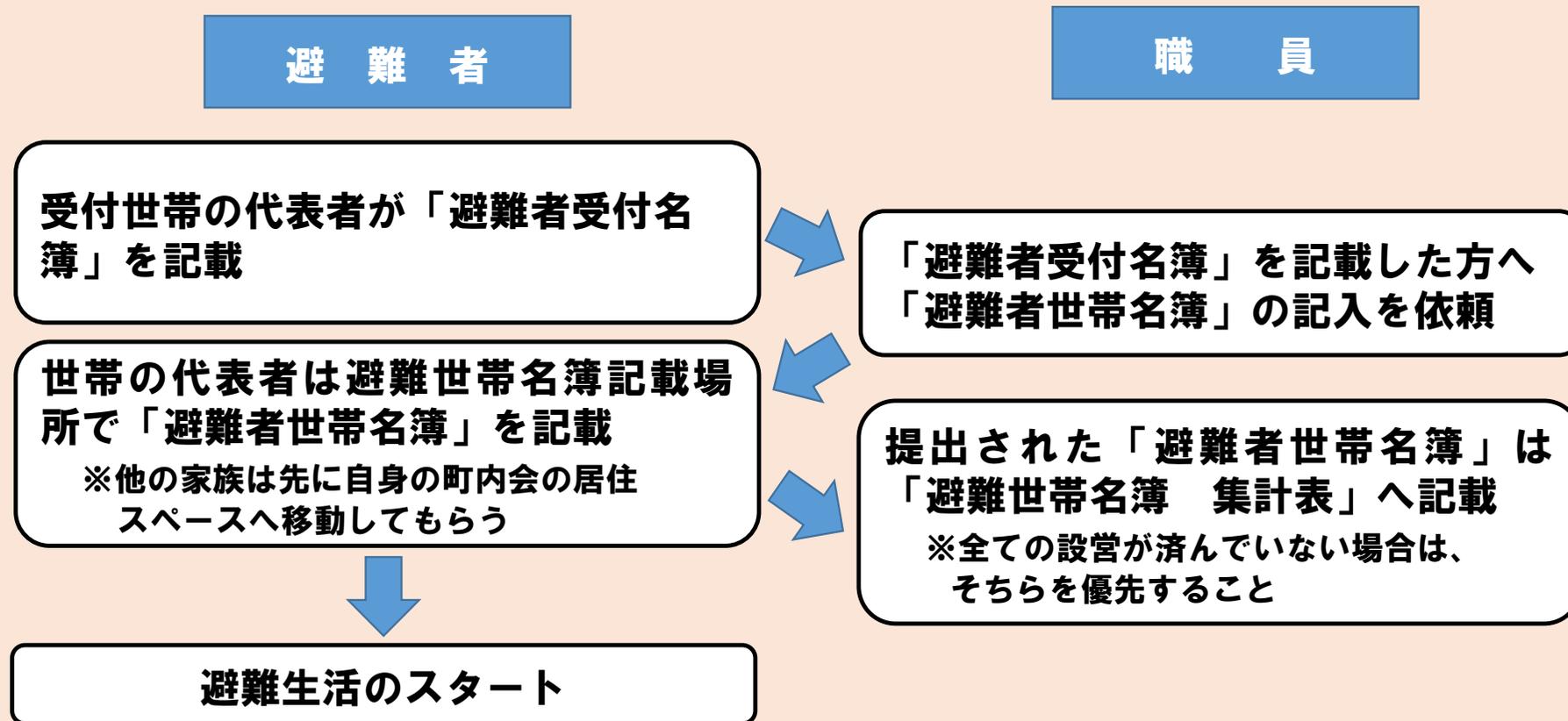
受付、避難世帯名簿記載場所が確保できたら受付の開始

- 避難者は安全が確認できるまで待機
- 施設の安全確認後避難者の中へ誘導

- 受付、避難世帯名簿記載場所、町内会別居住スペースを優先して設営（その他は落ち着いた段階で設営）
- 到着した避難者で可能な方から協力をいただく
- その他の避難者は準備が整うまで施設内で待機
- 熱がある等の体調不良者とその家族はミーティングルームで待機してもらう

➤ 体育館の使用に支障がある場合は対策本部に連絡すること

(2) 受付の流れ



(3) 受付開始後

- ◆各町内会に割り振られた居住スペースで、各世帯からは他の世帯と密にならない程度（世帯ごとに1m離れる）で場所を確保していただくことを原則とします。
- ◆大勢の避難者がいて間隔の確保が困難な場合は、車で避難してきた方に対し車内での一時避難を促し、できるだけ密にならない環境となるようにしてください。

避難者へは避難所内で大きな声を出さない、騒がない等他の避難者の迷惑にならないように努めるようお願いしてください。

(4) その他

○トイレについて

避難所に来る途中にマンホールが浮き上がっていなければ、下水道（トイレ）は使えると考えていただいて結構です。断水しているときは、プールの水をバケツで汲み置きし、使用後に水を流してください。

下水道が使えないときは、専用の汚物袋を洋式便器に設置して使用します。使い方などは備蓄品の「災害時用トイレ」で確認してください。



◎下水道が使えるかの判断について

避難所に来る途中に左写真のようなマンホールの浮き上がりがあったかで判断します。

☆浮き上がりがあれば下水管が破損している可能性が高いため、災害時用トイレを使用することとします。

○水道について

断水しているときは、避難所へ給水車を派遣し備蓄している折り畳み式水タンク（20ℓ）で水を汲み置きすることとしますが、給水車の到着まで時間を要する場合は、対策本部と協議し、役場車庫棟内の受水槽（16t）から水を運搬することも検討してください。

※受水槽からの水は主に手洗い・清掃用として使用することとし、飲食に使用するときには一度沸かしてから使用してください。



◎役場車庫棟内受水槽の水の取り出しについて

車庫棟の機械室内に役場内に供給する水道水を一旦貯める「受水槽」があり、災害時に備え専用蛇口から水を取り出せるようにしてあります。通常であれば、直接飲んでも問題ない水質ですが、断水が長くなると徐々に水質が低下しますので、避難所では生のまま飲まないようにしてください。

○長期の断水時の対応

長期の断水が見込まれる場合は、令和2年度に横山小学校に配置した発動機付きの浄水装置を使用します。この浄水装置は、発動機（手動も可）によりろ過装置（活性炭＋中空糸フィルター）で浄水し、消毒薬で殺菌した飲料水を作るもので、1時間当たり4 t（手動時1 t）の能力があります。

浸水の恐れがない横山小学校に**全町用として配置**しています。



保管場所

本 体：横山小体育館指導員室前（専用収納箱内）

消毒薬・予備フィルター：2階ミーティングルーム

※燃料（ガソリン）は役場の携行缶で対応

※取説は本体と一緒に保管のほか、グループセッション
－ファイル管理－31_災害対応関連 に掲載